## 写

20水地環第346号平成20年11月20日

愛知県環境審議会 会 長 森嶌 昭夫 様

愛知県知事 神田真秋

矢作川水域における水生生物の保全に係る水質環境基準の 水域類型の指定について(諮問)

このことについて、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第21 条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

担当 環境部水地盤環境課

調査・計画グループ

電話 052-954-6220 (ダイヤルイン)

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準については、平成15年11月5日に、水生生物の保全に係る水質環境基準が新たに追加設定されました。

水生生物の保全に係る環境基準については、水生生物の生息状況の適応性に応じて水域類型が設けられており、それぞれの水域類型を当てはめる水域の指定は、2以上の都道府県の区域にわたる水域であって環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成5年政令第371号)で定めるものについては国が、それ以外の水域については都道府県知事が行うこととされています。

このたび、愛知県知事が水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型を 指定すべき水域のうち、矢作川水域における水域類型の指定をするに当たり、 貴審議会の意見を求めるものです。